

2022 年度消費者・事業者懇談会 発言要旨

テーマ：「食の安全安心について～食品表示制度～」

日時：2023 年 1 月 31 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場所：愛知県自治センター 4 階 大会議室

1 開会

2 挨拶（愛知県 県民文化局 県民生活部 県民生活課長）

3 内容

(1) 基調説明

① 『遺伝子組換え食品の表示制度について』

（消費者庁 食品表示企画課）

- ・遺伝子組換え食品は、食品衛生法に基づき、安全性審査を経たもののみを流通させることができる。
- ・遺伝子組換え表示制度には、義務表示制度と任意表示制度がある。
- ・遺伝子組換え表示が義務付けられている食品は、大豆・とうもろこし・ばれいしょ・なたね・綿実・アルファルファ・てん菜・パパイヤ・からしなの 9 つの農産物がある。
- ・上記の農産物を原材料とした加工食品のうち、組換えられた DNA やタンパク質が残存しないものについては、遺伝子組換え農産物を使用したか否かを確認することができないため表示義務の対象外となっている。
- ・本年 4 月から、遺伝子組換え表示制度を一部改正することになった。義務表示制度については、現行制度からの変更はない。
- ・任意表示制度について一部改正がある。現状は、大豆及びとうもろこしについて、遺伝子組換え農産物の意図しない混入率が 5 % 以下であれば、「遺伝子組換えでない」と表示することが可能となっている。しかし、遺伝子組換え農産物が混入している可能性があるにも関わらず、「遺伝子組換えでない」と表示するのは消費者に誤認を与えることが考えられることから、遺伝子組換え農産物が混入していない場合にのみ、「遺伝子組換えでない」という表示が可能となる。
- ・分別生産流通管理をして、意図せざる混入を 5 % 以下に抑えている場合、一括表示事項欄に表示する場合は「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」等と記載するか、一括表示事項欄外に表示する場合は、「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」等と記載することができる。
- ・分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がない場合、一括表示事項欄に表示する場合は「大豆（遺伝子組換えでない）」等と記載するか、一括表示事項欄外に表示する場合は、「原材料に使用している大豆は、非遺伝子組換えのものです。」等と記載することができる。

② 『米トレーサビリティ制度について～産地偽装防止へ向けて～』

（農林水産省 東海農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課）

- ・米トレーサビリティー法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）は、2009年に制定された。
- ・法律ができた背景として、食品衛生法の改正に伴い、残留農薬の基準が変更となり、残留基準を超える食用不適米穀がたくさん発生した。食用不適米穀は工業用の糊などの原料として販売されたが、悪質業者により食用として転用されてしまった。そのため、農林水産省は自主回収を指示したが、業者も転用したお米がどこに流れているか分からなかった。このことが問題となり米トレーサビリティー法が制定された。
- ・米トレーサビリティー法は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連企業の健全な発展を図ることを目的としている。
- ・対象とされる米穀等とは、米穀・もみ玄米・精米・砕米。主要食糧に該当するものとして米粉・米穀をひきわりにしたもの・ミール・米粉調製・米菓生地・米麴等。米飯類、米加工品として、もち団子・米菓・お酒・焼酎・みりんなどがある。
- ・生産者の義務は、お米を出荷する際に伝票を受領するか、自ら作成した出荷記録の3年間保存である。品名欄に産地を明記して伝票を切ればそれで伝達したことになる。
- ・流通業者の義務は、伝票の受領・発行及び3年間保存である。仕入れ時に伝達された産地を、販売時の伝票に記入し発行する。
- ・米加工製造業者、小売業者、レストランのような外食事業者の義務も、同じ義務が課せられる。
- ・産地を伝達とは、産地情報を伝達するということで、「米穀等の取引等に係る情報の記録に関する政令」に定義されている。産地が国内のものは国内産である旨を、産地が外国のものは外国が産地である旨を記録する。国内産は、産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名を産地として記録することができる。伝達方法としては、商品に直接産地を記載する方法や産地情報の入手方法を記載する方法がある。カタログ販売、インターネット販売等は、販売ページに直接産地を書くことができる。
- ・外食事業者の産地の伝達方法としては、メニューに産地情報を記入する、産地情報に係る問い合わせ先等を記載する方法がある。
- ・袋に入った精米については、食品表示法が優先する。
- ・農林水産省では、米トレーサビリティー法や食品表示法に基づき、DNA判定などの科学的調査を行い、不適切な米穀の流通を常に監視している。

③『インストア商品の消費・賞味期限管理の取組み』

（トヨタ生活協同組合）

- ・消費、賞味期限の管理について、食の安全安心を特に意識して取り組んでいる。
- ・店舗での賞味期限、消費期限の管理方法としては、ドライ・デイリー・生鮮と分類して、それぞれ確認期間を決めてチェックしている。
- ・生鮮ラベルは、毎日、朝終業時にテスターとして1枚ラベルを印刷し、日にちのズ

レを防止するため、二人一組で当該期限の年月日を確認している。

- ・冷凍から冷蔵に変えるなど保存温度帯が変わるときに、賞味期限が変更となる。この際に、ヒューマンエラーが起きないように、情報をバーコード化しスキャナーによりバーコードを読み込むことで、その商品の賞味期限の確認をしている。
- ・物産展等の催事の際は、催事担当者への健康確認、包装済み商品のラベルと現物の確認、消費・賞味期限、保存温度帯、アレルギー物質等についての確認を取引先と店舗担当者で行っている。
- ・消費期限を設定する際は、日生協の基準をもとにさらに安全性を高めた科学的・合理的根拠によるトヨタ生活協同組合の基準を設け、微生物検査及び官能検査を実施している。
- ・微生物検査については、自主基準として、A判定：基準値以内、B判定：すぐの危険度は小さい、C判定：危険度は大きい、D判定：このまま放置すれば食中毒の発生が危惧されるのA・B・C・D判定を行っている。このうちC判定以下は、即供給中止、B判定は、店頭での抜き打ち検査を何度も繰り返している。
- ・官能検査については、検査員5名で、厚生労働省、農林水産省の定めたガイドラインに基づき、「味」・「香り」・「色」・「食感」について確認している。
- ・在庫管理について、生鮮食品は、毎日使い切るものだけを発注し、使い切る。基礎調味料等は、誰が見ても分かるように、毎月、毎週、賞味期限の管理を棚卸している。3か月前になると赤いテープを、1か月前になると黄色いテープを貼ることで、分かりやすく見える化を行っている。

④『食の安全性の確保に向けた取組について』

(生活協同組合連合会東海コープ事業連合)

- ・東海コープ事業連合は、微生物検査や農薬検査ができる商品検査センターという施設を持っており、品質管理を行っている。
- ・東海コープ事業連合として、商品の仕様書の点検を行っている。eBASEという仕組みを利用しており、ここにメーカーが原材料や製造工程などの商品情報を入力し、東海コープ事業連合が確認するという仕組みである。
- ・商品案内やウェブサイトで公表している表示もこのデータが元になっているため、間違いがないよう点検をしている。
- ・原材料やアレルギー表示等の点検について、2021年度は5,440件行った。このうち、原材料表示について1件の記載間違い、アレルギー表示について1件の記入漏れを発見し、メーカーに修正を依頼した。たった1件の間違いであっても安全には妥協できないので効率は悪いかもかもしれないが、すべての商品についてしっかりと点検を行っている。

⑤『お客さまへ食の安全と安心を提供 イオン食品表示のこだわり』

(イオンリテール株式会社東海カンパニー)

- ・衛生管理に関して、それぞれの売り場には所属せずに、店舗内を巡視し食品表示などを見て確認するクオリティキーパーという役職がある。仕事内容は、温度管理、体調管理等の確認。商品の鮮度、日付、POP表示、表示管理表の確認等がある。

- ・景品表示法関係では、期間限定 POP はその期間内の運用になっているか、懸賞期間が終わったハガキが残っていないかを確認している。
- ・食品表示法関係では、値下げシールで必要表示を隠していないか、産地表示を正しくしているか等を確認している。
- ・商品化の際は、看板方式として、商品の仕様書を確認しながら製造・パックし、店頭で並ぶ直前まで、商品と仕様書をセットで持ち歩いている。
- ・鮮魚売り場においても、商品を運ぶ際は、一つのトレイに一つの仕様書を置いて、二つ以上の商品と一緒に並べないことを徹底している。

(2) 情報提供（愛知県 県民文化局 県民生活部 県民生活課）

ア 愛知県消費生活モニターアンケートの結果について

年に一度、愛知県消費生活モニターを対象にアンケートを実施しているので、参考にしてほしい。

イ 愛知県の消費生活相談の概要について

- ・2021 年度に愛知県及び市町村の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は 41,968 件で、前年度に比べ 6,123 件 (12.7%) 減少した。2022 年度直近 6 か月（4～9 月）では 20,768 件で、前年同期に比べ 510 件 (2.5%) 増加した。直近 6 か月の相談で最も多かったのは、架空請求はがきなどの「商品一般」に関するもので、次いで「化粧品」と続き、「賃貸アパート」、「娯楽等情報配信サービス」、「工事・建築」の順となっている。
- ・「食品」に関する消費生活相談は、直近 6 か月の相談では、1,222 件で、前年同期に比べ 300 件 (19.8%) 減少した。主な内容としては、「契約・解約」が多く、「表示・広告」に関する相談は 3 番目となっている。

(3) 意見交換

- ① 食品表示制度について、疑問なことや不安に思っていることなど
- ② 食の安全安心に向けて必要な、食品表示制度に関する取組について今後どのような対応が必要だと思うか
- ③ その他（業界や行政への質問、意見）

○消費者

- ・食品表示について、原材料が多いもの順に書かれていると認識しているが、内容量までは書かれていない。どのような基準があるのか。
- ・事業者は、表示についてルールを徹底する、独自のさらに厳格なルールを設けるなどの仕組みづくりと行うと、消費者にとってイメージがより良くなると思う。
- ・行政は、監査のような役割と適切なルールを整備してほしい。

○消費者

- ・北米等から、大量の遺伝子組換え作物（とうもろこし、大豆等）の輸入開始から、30 年近くになるが、大部分が表示義務不要の添加物（デキストリン等）に加工され、広く加工食品に使用されている。消費者として、遺伝子組換え原材料を判別できない

状況にある。

- ・行政、事業者に対しては、コストの問題はあるが食品表示に関して消費者として、食品表示義務の拡大と、一般に分かりやすい表示を期待する。
- ・遺伝子組換え表示について、①「分別流通管理済」は生産者側の表現で分かりにくく、「遺伝子組換え」を入れた消費者に分かる表現にすべきではないか。②食品輸入依存度の低いEUは遺伝子組換え原材料使用の加工食品全てに表示義務している。依存度の高い日本は、表示義務対象を拡大すべきではないか。検証の可否は別の次元であり、消費者の食品選択、情報の確保を優先すべきだと思う。
- ・市販のドリンク等に広く行われている「カロリー・ゼロ」、「糖分ゼロ」等の表現は、砂糖不使用という意味では誤りではないが、反面多くの商品には、砂糖の数百倍以上の甘さを有する人工甘味料（スクラロース、アセスルファム K、アスパルテーム等）が代用されており、健康志向の消費者の商品購入判断の意図に合致するのか。

○消費者

- ・「販売者名」が大々的に謳ってあっても、「製造者名」が分かりにくい場合がよくある。商品の価値判断がしやすいような表示に改善してほしい。その商品に何か疑問があった場合などに、誰でも簡便に担当窓口へ問い合わせできるような配慮と表示が必要だと思う。
- ・「遺伝子組換え食品」の問題は、将来にわたる重大な問題のひとつであり、関係機関は、その実情を科学的な知見に基づき、遺伝子組換え食品の安全性等をもっと明らかにすべきだと思う。
- ・食品表示のデジタル化への見解について教えてほしい。

○消費者

- ・「消費期限」と「賞味期限」の二つの食品期限表示があるが、違いとその理由を教えてください。
- ・食品には、アレルギーの表示がされていて、知らずに食べてアレルギーが発症することのないように配慮されている。消費者にとって有益な情報が表示されているので、消費者はしっかりと表示を読む必要がある。

○消費者

- ・加工食品等のインターネット通販（EC）サイトでは十分な食品表示がなく、現物を手に取るまで正確な情報を知ることができない場合が多い。消費者庁のガイドブックや業界団体の自主基準はあるが、徹底するためには法制化が必要と感じる。
- ・食の安全安心の確保の最も重要な方策は食料自給率の向上であり、そのためには日本国内の農業の生産・経営の革新が必要であると思う。そのための具体的な施策を教えてください。

<食品の内容量表示について>

○県食育消費流通課

- ・内容量について、特定商品は計量法の規定に従って表示し、それ以外の商品は、食品

表示基準に従って g、kg などの単位で表示する。

- ・特定商品以外の商品については、食品表示基準に従って、内容を外からから見て、容易に識別できるものや容器包装の表示可能面積が概ね 30 cm²以下であるものは、内容量の表示が省略可能とされている。

<食品表示のルールについて事業者から>

○イオンリテール株式会社東海カンパニー

- ・原材料表示や添加物表示、アレルギー表示等、しっかりと決められたルールに従って、表示するよう徹底している。

<食品表示に関して行政の役割>

○県民生活課

- ・行政の役割としては、食品表示の適正な確保及び、点検や指導である。そのため、県内の食品関連事業者に対して、表示が適正に行われているかを県職員が調査している。
- ・ルールづくりについて、最終的には国が法律を定めていくことになるが、より良い運用に向けて、消費者、事業者、行政の相互理解を深めて、連携を図りながら取り組んでいく必要がある。

<遺伝子組換え食品表示について>

○消費者庁食品表示企画課

- ・科学的に検証可能でないと正しい情報を提供することが困難であるため、義務表示の対象を限定している。御理解いただきたい。
- ・任意表示制度における「分別生産流通管理」の意味については、制度の普及啓発を通じて周知したい。

<食品表示義務の拡大、カロリー・ゼロ表示について>

○トヨタ生活協同組合

- ・食品表示のルールに則って表示をしている。トヨタ生活協同組合では、商品開発部門にも管理栄養士を配置しており、カロリー計算を行い適切な表示に努めている。

<カロリー・ゼロ、糖分ゼロ表示について>

○東海コープ事業連合

- ・「カロリー・ゼロ」、「糖分ゼロ」という商品は、例えば、糖尿病等で制限を受けている方には非常に価値のある商品だと思う。人工甘味料など添加物の安全性については、食品安全委員会の Web ページで安全性評価が公表されているので参考にするとよい。

<食品表示のデジタル化について>

○消費者庁食品表示企画課

- ・食品表示に関して、表示義務事項の増加により表示する文字数が増加しているにも

かかわらず、表示可能面積は限られるため、見づらいつの声がある。そこで、食品表示に関する情報を、デジタルツールを活用して、提供することが可能かどうかについて検討している。

<消費期限と賞味期限の違いつとその理由について>

○県生活衛生課

- ・消費期限は安全に食ことができる期限で、賞味期限は美味しく食ことができる期限とされている。
- ・消費期限は期限を過ぎたら、すぐに健康を害するおそれがあるもので、賞味期限は、直ちに健康を害するとは言い切れないものである。期限が過ぎた後の取扱いが異なるため二つ設定されている。

<インターネット通販での食品表示について>

○消費者庁食品表示企画課

- ・事業者の参考となるよう、インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブックを発行した。
- ・ECサイトの食品表示の法制化については、国際的な食品規格を定めるコーデックス委員会でECサイトにおける食品の情報提供に関する議論が進んでいるところで、この議論の結果を踏まえて検討していく必要がある。

<食料自給率の向上、国内農業の革新について>

○東海農政局米穀流通・食品表示監視課

- ・食料自給率は、カロリーベースで38%あたりを推移している。ウクライナ情勢もあり、食料安全保障について国会で議論がされている。
- ・現在、「食料・農業・農村基本法」の見直しを進めており、食料安全保障の強化、スマート農林水産業等の推進、農林水産物の輸出強化、グリーン化の4本柱により、政策を進めていくということで話がまとまりつつある。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部

- ・消費生活センターに入る食品に関する相談で、大部分を占めるのは、健康食品のネット通販に関するもので、お試しと書いてあったから購入したら、定期購入になっていて解約できないという事例。昨年6月に法改正はされたがいまだに消費者を欺こうとする広告・表示が絶えず、相談件数も減ってはいない。
- ・消費者は、商品を購入する前に広告・表示をよく確認する。購入時には契約条件をしっかり確認し、可能な限り最終確認画面の証拠を残す。また、解約条件は必ず確認する。
- ・消費者庁が景品表示法違反で行政指導した事例として、「100%まるごと果実感メロンテイスト」という果汁ミックスジュースは、メロン果汁が2%しか入っていなかったのにほぼメロン果汁と思わせるパッケージだった。販売店においても、こういった疑義に気づいたときはメーカーへ改善を要望し、不当表示の防止につなげていただきたい。

- ・食品表示について製造業者は法律を順守していくと思われるが、消費者はまず広告を見る。広告と実際の商品・販売方法に齟齬がないよう、行政として注視して欲しい。
- ・遺伝子組換え食品表示に関しても、消費者にとって分かりにくい。消費者の理解促進のために行政も販売店も消費者に分かりやすい啓発をお願いしたい。

4 閉会